農地法第3条 議案審議資料

許 許	可 要 件	議案第1号 1番	議案第1号 2番
1. すべて耕作 法3-2①	すべて耕作	有	有
2. 通作距離 法3-2①		2.5km	0.01km
3. 下限面積(<u>1,000</u> 市街(法3-25)	<u>㎡</u> 又は <u>3,000 ㎡</u>) 比区域 調整区域 ≦申請面積+現耕作面積	1, 342 m²	1, 353 m²
4. 地域との調和 要件 法3-2⑦	地域の水利調整等への影響	無	無
	地域で慣行的に行われて いる営農手法への影響	無	無
5. 営農意思 法3-2①④	申請地利用予定	畑	畑
	農業従事者	本人	本人、妻、子
	農機具	所有	所有
	営農全体計画	稲作 : 1,193㎡ 畑作 : 149㎡ 販売・自家消費 計 1,342㎡	花・野菜苗: 1,353㎡ 販売 計 1,353㎡
6. 一般法人参入 要件 法3- 3①②③	貸人の解除条件規定		
	地域との役割分担		
	役員の常時従事		
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見 法3-4			

注)法:農地法

非農地証明願 議案審議資料

非農地証明願 議案番議貸料				
判断基準		議案第2号 1番		
へてを滞たす ① しずれみを滞た	すべ	農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要(人力又は 農業用機械では耕起、整地ができない。)		
	てを満たす	基盤整備事業の実施等の計画がない		
	9	違反転用していない(許可条件違反を 含む)		
	いずれか	森林の様相を呈しているなど農地に復 元するための物理的な条件整備が著し く困難		
	かを満たす	上記以外の場合であって、その土地の 周囲の状況からみて、その土地を農地 として復元しても継続して利用するこ とができないと見込まれる。		
2		転用許可不要案件		
3		自然災害により耕作が不可能となった 農地で、農地への復旧が著しく困難で あると認められる		
4	すべてを満たす	その土地を農地に該当しないと判断しても、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるなどの影響が特段見込まれない	該当	
		農地に該当しない状態が20年を超える	該当	
		農地法第51条第1項の規定による処分の 対象となった土地でない	該当	
		農用地区域内ではない	該当	